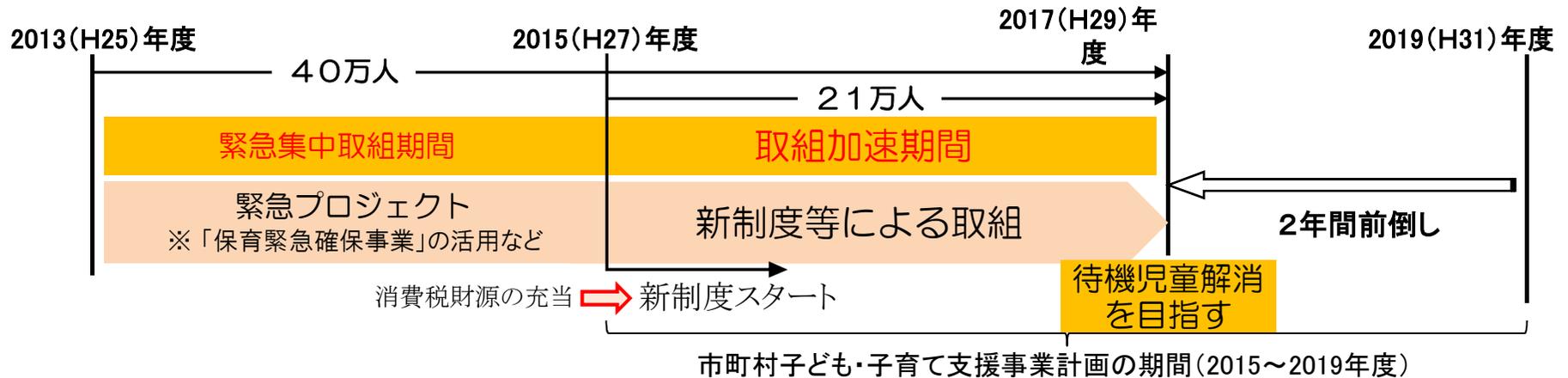


保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
(施策番号VI-2-3)

添付資料

待機児童解消加速化プラン

- ◇ 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約19.1万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）はほぼ達成する見込み。 ※保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量は約20.1万人
- ◇ 平成27年度からの3か年（取組加速期間）で、約21万人分の保育の受け皿を確保することで、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、平成29年度末までに待機児童の解消を目指す。 ※引き続き、各自治体における待機児童対策の進展等に応じてフォローアップを継続していく。



支援パッケージ ～5本の柱～

取組自治体

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）
- ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

家庭的保育事業について

【事業内容】

家庭的保育者が、保育所等と連携しながら、自身の居宅等において保育を行う。

- ※ 平成12年度創設、平成22年4月1日より児童福祉法に法定化
- ※ 平成23年度から、複数の家庭的保育者が同一の場所で実施する事業を「グループ型小規模保育事業」として実施
- ※ 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市町村の認可事業として、地域型保育給付の対象

- 【家庭的保育者の要件】
- ・ 市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であること
(保育士に必要な研修・基礎研修〔21時間+2日〕
保育士以外の者に必要な研修・基礎研修〔21時間+2日〕+認定研修〔88時間+20日〕)
 - ・ 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

【対象児童】 0～2歳児(原則)

【対象児童数】 3人以下(別途「補助者」を雇用する場合には5人以下)

【実施場所】 家庭的保育者自身の居宅又は賃貸アパート等市町村が適当と認めた場所

「設備等要件」

- ・ 保育を行う部屋: $9.9\text{m}^2 + (3\text{人を超えた利用児童数} \times 3.3\text{m}^2)$
- ・ 児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は公園・空き地・神社境内等の開かれた空間があること。
- ・ 自園調理を行うこと。(連携施設等からの搬入も可能。)
- ・ 衛生的な調理設備を有すること。
- ・ 調理員を配置すること。(3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも可能。)
- ・ 保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設を設定すること。
 - ※1 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
 - ※2 給食、連携施設の確保に関しては5年間の経過措置を設ける。

延長保育事業の概要

1. 事業の目的・内容

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施する事業。
 - (1)一般型
 - ・標準時間認定 11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業。
 - ・短時間認定 各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業。
 - (2)訪問型
 - ・居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業。
 - ・保育所等の施設における利用児童数が1名となった場合で、引き続き利用時間を超えて保育を実施する事業。

2. 交付実績等

- 交付実績：13,486か所（平成26年度）※民間保育所のみ
- 負担割合：国1／3、都道府県1／3、市区町村1／3

3. 実施主体及び実施要件

- 実施主体：市町村（特別区を含む。）（市町村が認めた者へ委託等も可）
- 実施要件
 - ・延長時間帯に対象児童の年齢及び人数に応じて保育士等を配置
 - ・各延長時間帯毎に定める一定の利用人数（日数）を満たしていること
 - ・訪問型の利用にあたっては市町村と協議のうえ利用決定を行うこと

病児保育事業について

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認めた者へ委託等も可）		
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師：利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士：利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時1名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度） ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等
交付実績 (H26年度)	1,271か所 (病児対応型698か所、病後児対応型573か所) (延べ利用児童数 約57万人)	563か所	5か所
補助率	1/3 [国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3]		

○ 質の改善

- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
- 2 体調不良児対応型について、看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。